

# 第1章 総則

## 1. 目的

秋田市津波避難計画（以下「本計画」という。）は、秋田市地域防災計画に基づき、津波避難にかかる対策について定めるものである。

最大クラスの津波が発生した場合でも円滑な避難が行えるよう、津波からの避難方法や避難情報の伝達方法、平時からの津波防災への取り組み等について定め、適切に実施することにより、津波から住民等の生命、身体の安全を確保することを目的とする。

なお、本計画は、津波避難において基礎となるデータを客観的に示しているものであり、今後、浸水が想定される地域ごとに、住民と協働でその特性に応じた対策の検討が必要となる。

## 2. 県・市・住民の役割

津波避難計画の策定および避難訓練を実施するにあたり、県・市、住民が果たすべき役割は、概ね次のとおりとする。

### (1) 県

- ① 市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定
- ② 市町村における津波避難計画および避難訓練の実施への支援
- ③ 津波浸水想定（区域・水深等）の設定および公表

### (2) 市

- ① 市全体の津波避難計画の策定および避難訓練の実施  
（避難対象地域、津波避難場所・津波避難ビル、避難路等の整理・検討）
- ② 住民参画による地域ごとの津波避難計画策定の支援
- ③ 津波ハザードマップの作成・周知

### (3) 住民

- ① 地域ごとの津波避難計画の策定
- ② 避難訓練の実施又は参加（避難目標地点、避難経路等の設定・確認）

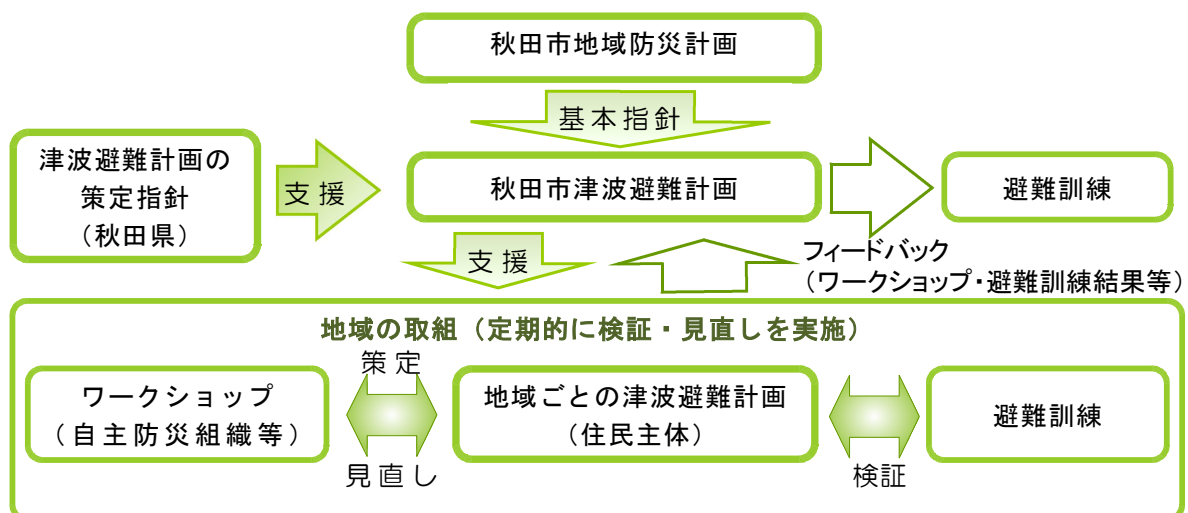


図 津波避難計画策定の推進スキーム図

### 3. 計画の適用範囲

本計画は、秋田市地域防災計画に基づく計画として、地震発生・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全確保対策に焦点を絞り、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画等の定めによるものとする。

### 4. 対象とする津波

平成28年の秋田県津波浸水想定調査では、「秋田県地震被害想定調査」（平成25年8月）による県独自の津波断層モデルと、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年9月）が公表した津波断層モデルから、秋田県沿岸において最大の津波高となるよう断層モデル・ケースを選定して計算を行った。これら各ケースの計算結果を重ね合わせ、最大となる浸水の区域（浸水域）、最大となる水深（浸水深）を抽出し、「津波浸水想定」を作成した。

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、前述した国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した4断層に、最新の調査では見つからなかったものの「想定外を作らない」という考え方に基づいた秋田県独自断層（海域A・B・C連動）を加え設定したもので、これよりも大きな津波が発生する可能性がないわけではないが、本計画で対象とする津波はこの、海域A・B・C連動（以下、「ABC連動」という）による津波とする。

### 5. 計画の修正

本計画は、必要があると認められるときはこれを修正する。

## 6. 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりとする。

用語	用語の意味等
(1)津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域および水深により設定された浸水の区域をいう。
(2)避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。
(3)避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
(4)避難路	避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路をいう。
(5)避難経路	避難する場合の経路で、町内会、自主防災組織、住民等が設定する。
(6)避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所や避難対象地域内にあるが浸水しない階のある津波避難ビルをいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。
(7)津波避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
(8)津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
(9)津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。
(10)避難行動要支援者	災害時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、迅速に避難をするために特に支援を要するものをいう。

また、津波浸水想定で使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の意味等
① 浸水域	海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
② 浸水深	陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
③ 代表地点	各市町村の代表地区の海岸線から30m程度沖合に設定した地点
④ 最大津波高	代表地点における最大の津波水位（標高 <sup>※1</sup> で表示） ※気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの海面の高さで、最大津波高とは基準が異なる。
⑤ 最大波到達時間	代表地点において最大津波高が生じるまでの時間
⑥ 影響開始時間	代表地点において地震直後の海面から±20cmの変動が生じるまでの時間
⑦ 到達予想時間	各地点において+20cmの変動が生じる時間

※1 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P.m）として表示

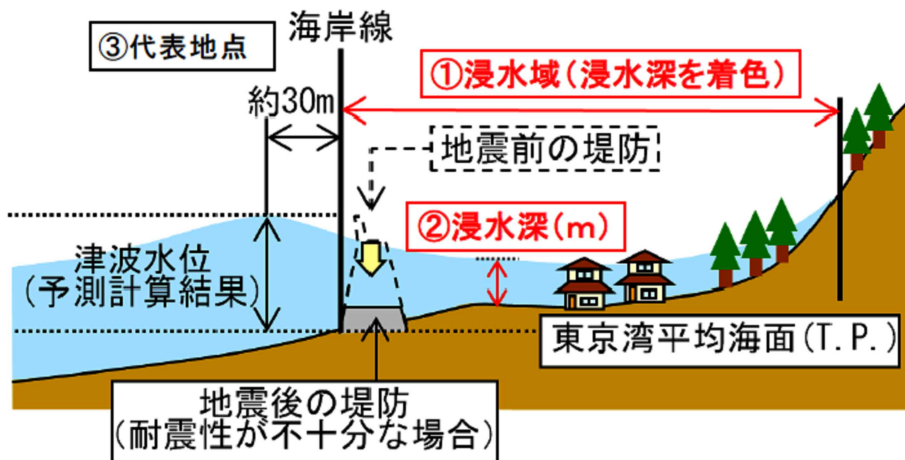


図 各種高さの模式図（津波浸水想定について(解説)（秋田県，平成28年）を編集）

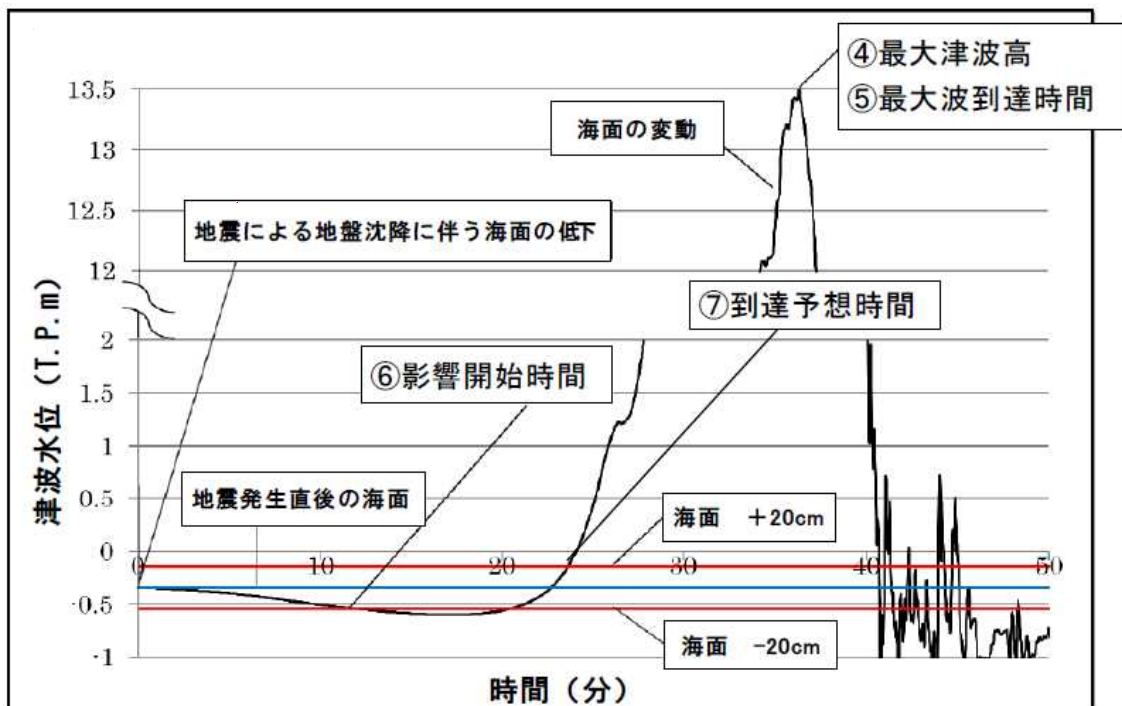


図 影響開始時間および最大波到達時間の模式図  
（津波浸水想定について(解説)（秋田県，平成28年）に一部加筆）